

大阪府サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に関する運用指針

改正後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>大阪府サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に関する運用指針</u> 【平成23年10月20日策定】</p> <p>国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第8条及び第9条の規定に係る実務上の判断基準は、以下のとおりとする。</p> <p><u>規則第8条関係</u></p> <p>1 各居住部分の床面積が18㎡以上25㎡未満の場合において「居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同で利用するため十分な面積を有する場合」とみなされる床面積の要件について</p> <p><u>次の要件を満たしているもの。</u> <u>居間、食堂、台所等の共同利用部分の面積の合計が、各居住部分（25㎡未満のものに限る。）の床面積と25㎡の差の合計を上回るもの。ただし、共同利用部分には、事業者と共同使用する部分およびホール、廊下、階段、エレベーター等は含まないものとする。</u></p> <p><u>規則第9条関係</u></p> <p>2 （略）</p> <p><u>【附則】</u> <u>この運用指針は、令和3年4月1日から施行する。ただし、施行の日までの間に建築計画が登録基準に適合するものであることについて大阪府の確認を受けたものについては、なお従前の例による。また、既存建物を改良して整備する場合は、個別協議とする。</u></p>	<p>大阪府におけるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録に関する運用指針</p> <p>改正高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第8条及び第9条の規定に係る実務上の判断基準は、以下のとおりとする。</p> <p>1 各居住部分の床面積が18㎡以上25㎡未満の場合において「居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同で利用するため十分な面積を有する場合」とみなされる床面積の要件について（規則第8条）</p> <p>次の要件を全て満たしているもの。</p> <p>(1) 高齢者が共同で利用するために十分な面積を有する食堂又は居間を必ず備えていること。</p> <p>(2) 2に定める要件を全て満たしていること。</p> <p>2 （略）</p> <p>（本運用指針は平成23年10月20日から適用します。）</p>